

飛驒牛料理指定店認定要領

(目的)

飛驒牛の銘柄を確立し、飛驒牛のイメージアップと普及宣伝を図ることを目的とする。

(名称)

目的を達成するために認定する店舗の名称は「飛驒牛料理指定店」（以下「指定店」という。）という。

(指定資格)

指定店の資格は飛驒牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同するもので、次の要件の1つを満たした者とする。

1) 肉料理をメインとし料理する店舗で販売指定店より飛驒牛（5等級）をおおむね年間3頭以上購入し、飛驒牛のイメージアップにふさわしい料理店とする。

2) 飛驒牛を販売指定店より購入し、常時飛驒牛の5等級のみを使用していて、飛驒牛のイメージアップにふさわしい料理店とする。

(指定店の取り消し)

次の事項に該当する場合に指定店の取り消しをし、指定店銘板（ケヤキ板）、認定証、指定店用資材等を販売指定店から関係荷受会社等を通じ、協議会に返却するものとする。

- 1) 指定資格要件が満たされない場合
- 2) 食品表示法、または不当景品類及び不当表示防止法違反等、その他飛驒牛指定店のイメージを失墜させるような故意による悪質な法令違反が判明した場合
- 3) 必要経費納入をしなかった場合
- 4) その他協議会の目的に違反した場合
- 5) 指定の解除申請があった場合

(指定店の標示)

指定店は、飛驒牛銘柄推進協議会が作成する認定証を店内に標示すると共にポスター、パンフレット、シール等による広報宣伝を実施するものとする。

(指定の申請と認定)

指定資格（販売頭数は1月から12月までの荷受会社等からの購入頭数とする。）を満たし指定店になろうとする店舗は、別紙指定店申請書（様式1号-(1)、様式1号-(2)）により年1回（8月末、2月末）関係荷受会社等を通じ申請することとし、協議会は幹事会の中の専門部会である認定部会にて審査（年2回：9月、3月）を行い、指定資格を満たす場合は会長に具申し、会長が認定する。この際に指定店になろうとする店舗は、別途定める誓約書を提出するものとする。

認定された店舗には協議会より指定店銘板、認定証、指定店用資材等を関係荷受会社等から販売指定店を通じ配布する。

(登録料)

新規に指定店として認められた店舗は、登録料（初年度のみ）及び初年度経費を9

月認定の場合は10月末、3月認定の場合は4月末までに、関係荷受会社等を通じ、協議会に納入するものとする。

登録料 30,000円
初年度経費 20,000円

(会計)

1) 登録料は、協議会の預~~け~~り金とし、指定店の取り消しの場合には、登録料のみ返金する。

2) 年度経費は、協議会の販売宣伝等に充てる。(販売宣伝等の予算は、年度当初の協議会総会において決定する。)

(指定店の適用期間)

指定店の適用期間については、指定資格を満たしており、年度経費を2月末までに関係荷受会社等を通じ、協議会へ納入していれば、指定店から指定店解除申請書(様式2号)が提出されない限り、毎年度継続指定とする。

協議会は、年度経費の納入が確認できしだい、次年度(4月～3月)の指定店認定証を発行し、関係荷受会社等を通じ指定店用資材と併せて配布する。

年度経費 10,000円

(その他)

1) 飛騨牛の仕入先(精肉店、加工及び卸売業者)が変更となった場合は、指定店解除申請書(様式2号)と、変更後の仕入先からの指定店申請書(様式1号-(1)、様式1号-(2))を関係荷受会社等を通じ提出する。

2) この要領に定めのない事項については、協議会にて定める。

附則

平成2年7月17日施行する。

平成21年7月17日 一部改正

平成23年11月17日 一部改正

平成25年8月2日 一部改正

平成28年1月22日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正